

## 四街道市道路位置の指定に関する技術基準

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第1項第1号ホの規定により特定行政庁が認めるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 袋路状道路の幅員が4.5メートル以上の場合で、次表左欄の幅員に応じ右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の転回広場を設けているもの

幅 員	距 離
4.5メートル以上5.0メートル未満	50メートル
5.0メートル以上5.5メートル未満	60メートル
5.5メートル以上6.0メートル未満	70メートル

- (2) 袋路状道路の終端又は中間に設けられたう回ができる道路の区間について、自動車の転回広場を設けなければならない距離の2倍以内ごとに、自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差若しくは接続する箇所を有しているもの（図1）

- 2 次の各号に掲げる大きさの広場は、政令第144条の4第1項第1号ハに規定する自動車の転回広場と認める。

- (1) 停車することができるもの（建設大臣が定める自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）第1号）

小型四輪自動車1台につき幅2.0メートル（同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5メートル）以上及び長さ5.0メートル以上の大きさの広場で、車の出入りする部分の前後又は左右にすみ切り（辺の長さ2.0メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むもの）をそれぞれ設けたもの（図2）

- (2) 転回できる形状のもの（建設大臣が定める自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）第2号）

道路幅員を含めて直径8.0メートルの転回広場又は自動車の転回上これと同等以上の有効な大きさの広場（図3）

- 3 政令第144条の4第1項第2号ただし書きの規定によるすみ切りについて、特定行政庁が認めるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを片側のみとする場合において、すみ切りできない対側線側の一边を4.0メートルとし、他の一边を2.5メートルとする三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたもの（図4）

- (2) 歩車道の区別のある道路に接続する場合のすみ切りで、政令に定めるすみ切りを設けた場合と同等の機能を有するもの
- 4 政令第144条の4第1項第5号に規定する道及び敷地内の排水に必要な施設は、少なくとも次に該当するものとする。
- (1) 道に設ける排水設備は、U字溝にあつては内法幅18センチメートル以上、L字溝にあつては幅30センチメートル以上のコンクリート製で、かつ、排水に支障のないもの
- (2) 道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水施設に排水上有効に連結しているもの。ただし、連結できない場合にあつては道路等へ溢水するおそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けているもの

#### 附 則

この技術基準は、平成12年4月1日から施行する。